

平成31年度以降の解体工事の入札と格付の注意点

- 建設業法改正に伴う本市の解体工事業の取扱いにつきましては、平成30年6月6日付「解体工事を受注希望される場合の取扱い変更点について」にて周知しているところですが、再度お知らせします。

1 競争入札参加資格について

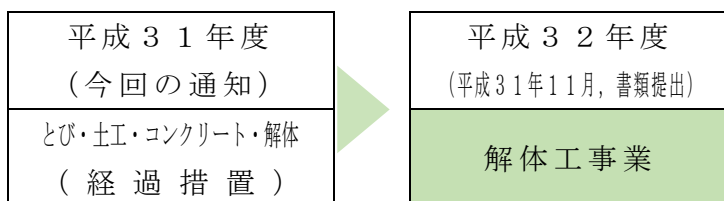
「とび・土工工事業」許可で参加資格を取得されている方は、平成31年5月末までに、「解体工事業」許可取得を証明する書類の写しを提出しなければ、参加停止とします。

2 平成31年6月以降に公告する入札に必要な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

「解体」に総合評定値（P点）があること。「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」の総合評定値（P点）があっても、入札に参加できません。

3 格付の総合点数に算定する総合評定値

平成32年度の格付に当たっては、「解体工事業」の総合評定値（P点）を総合点数に算定します。



お問合せ先 京都市行財政局財政部契約課工事契約担当
電話 075-222-3313